

空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム作業班の運営方針

1 作業班の構成

- (1) 作業班は、陸上無線通信委員会（以下「委員会」という。）主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班に主任を置き、委員会主査から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (2) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (3) 作業班は、主任が招集する。主任は、作業班を招集する際は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 主任は、構成員に調査の協力を求めることができる。
- (5) 主任は、必要があると認めるときは、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (6) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

3 会議及び資料の公開

会議及び資料は、次の場合を除いて原則公開する。

- (1) 会議及び資料を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益及び公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合

4 アドホックグループの構成及び運営

- (1) 主任は、作業班で調査する事項について、特に専門的な調査を行う必要があると認めるときは、アドホックグループ（以下「AHG」という。）を置くことができる。
- (2) AHG は、主任が指名する者により構成される。
- (3) AHG にリーダーを置き、主任が指名する者がこれに当たる。
- (4) その他、AHG の運営については、リーダーが定めるところによる。

5 事務局

事務局は、総合通信基盤局電波部電波環境課とし、必要に応じて同部基幹・衛星移動通信課基幹通信室及び同部移動通信課が協力するものとする。